

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

高齢者向け 悪質商法・ニセ電話詐欺 被害防止共同キャンペーン実施中！

美浦村内において、高齢者を狙った下記の事例が多くなっています。この他にも気になることがありましたら、お気軽に村消費生活センターまでご相談ください。

■ 「保険金使える」という住宅修理の勧誘に注意！

「自己負担なく住宅の修理ができる」と勧誘を受けても、すぐに契約するのはやめましょう。本当に修理費用が保険金額の範囲で収まるかどうかや、そもそも保険金が支払われるのかもわかりません。まず、自分自身で契約している保険会社や代理店等に相談してください。必要がなければきっぱりと断りましょう。



■ 架空請求に注意！

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等の見出しで、料金を支払わなければ裁判を起こす等といった内容のハガキが出回っています。また、封書や個人情報保護シール付きのハガキ、メール等で届く場合もあります。これらは架空請求です。絶対に相手に連絡してはいけません。

見守り 新鮮情報

数年後に必要な資金が…外貨建て生命保険のトラブル

金融機関で口座を新設したところ、後日職員が自宅に来て、「預金を運用しないか」と言われた。預金は将来施設へ入居するための費用で、運用には興味がないと断ったが、「心配ない」と繰り返し勧誘され、計3社との一時払い額1500万円の生命保険を契約した。その後、届いた保険証券を見ると満期まで20年の外貨建て生命保険で、短期で解約する場合は高額な手数料が掛かることが分かった。なお、契約時に保険期間や元本割れリスク等の説明はなかった。(80歳代 女性)

【ひとこと助言】

外貨建て生命保険は保険会社だけでなく、銀行等の金融機関でも販売されています。何の商品を勧誘されているのか、契約するのを書類等でよく確認しましょう。為替リスク等により元本割れすることもあります。すぐには契約せず、家族や周囲の人に相談する等落ち着いて検討しましょう。契約した際は、送られてくる保険証券等の書類は必ず内容を確認しましょう。

国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

